

平成十五年文部科学省令第五十一号

独立行政法人日本スポーツ振興センターに
関する省令

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三
号）、独立行政法人日本スポーツ振興センター法
（平成十四年法律第百六十九号）、独立行政法人
の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する
政令（平成十二年政令第三百十六号）及び独立
行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平
成十五年政令第三百六十九号）の規定に基づき、
並びにこれらの法律を実施するため、独立行政法
人日本スポーツ振興センターに関する省令を次の
ようく定める。

（通則法第八条第三項に規定する主務省令で定
められた重要な財産）

第一条 独立行政法人日本スポーツ振興センター
（以下「センター」という。）に係る独立行政法
人通則法（以下「通則法」という。）第八条第
三項に規定する主務省令で定める重要な財産
は、その保有する財産であつて、その通則法第
四十六条の二第一項又は第二項の認可に係る申
請の日（各項ただし書の場合にあつては、当該
財産の処分に関する計画を定めた通則法第三十
一条の中期計画の認可に係る申請の日）に
おける帳簿価額（現金及び預金にあつては、申
請の日におけるその額）が五十万円以上のもの
（その性質上通則法第四十六条の二の規定によ
り処分することが不適当なものを除く。）その
他文部科学大臣（独立行政法人日本スポーツ振
興センター法（以下「法」という。）第十五条
第一項第七号に掲げる業務（これに附帯する業
務を含む。以下「災害共済給付業務」という。）
に係る財産にあつては、文部科学大臣及び内閣
総理大臣）が定める財産とする。

（監査報告の作成）

第一条の二 センターに係る通則法第十九条第四
項の規定により主務省令で定める事項について
は、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次
に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及
び監査の環境の整備に努めなければならない。
この場合において、役員（監事を除く。第一号
並びに第五項第二号及び第四号において同じ。）
は、監事の職務の執行のための必要な体制の整
備に留意しなければならない。

一 センターの役員及び職員
二 前号に掲げる者のほか、監事が適切に職務
を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独
立の立場を保持することができなくなるおそれ
のある関係の創設及び維持を認めるものと解し
てはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応
じ、センターの他の監事との意思疎通及び情報
の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなけ
ればならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 センターの業務が、法令等に従つて適正に
実施されているかどうか及び中期目標の着実
な達成に向け効果的かつ効率的に実施されて
いるかどうかについての意見

三 センターの役員の職務の執行が法令等に適
合することを確保するための体制その他セン
ターの業務の適正を確保するための体制の整
備及び運用についての意見

四 センターの役員の職務の遂行に關し、不正
の行為又は法令等に違反する重大な事実があ
ったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたとき
は、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三 センターに係る通則法第十九条第六
項第二号に規定する主務省令で定める書類は、
法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律
(平成十年法律第六十三号) 並びにこれらに基
づく命令の規定に基づき文部科学大臣又は内閣
総理大臣に提出する書類とする。

（業務方法書に記載すべき事項）

第一条の四 センターに係る通則法第二十八条第
二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべ
き事項は、次のとおりとする。

一 法第十五条第一項第一号に規定する施設の
設置及び運営並びにスポーツの振興のため必
要な業務に関する事項

二 法第十五条第一項第五号に規定するスポ
ツ振興投票の実施等に関する法律に規定する
業務に関する事項

三 法第十五条第一項第六号に規定するスポ
ツに関する活動が公正かつ適切に実施される
ようとするため必要な業務に関する事項

五 法第十五条第一項第七号に規定する災害共
済給付に関する事項

六 法第十五条第一項第八号に規定する調査研
究並びに資料の収集及び提供に関する事項

七 法第十五条第一項第九号に規定する講演会
の開催、出版物の刊行その他普及の事業に関
する事項

八 法第十五条第一項第十号に規定する附帯業
務に関する事項

九 法第十五条第二項に規定する施設の供用に
関する事項

十 業務委託の基準

十一 競争入札その他契約に関する基本的事項

十二 その他センターの業務の執行に関する必
要な事項

（中期計画の作成・変更に係る事項）

第二条 センターは、通則法第三十条第一項前段
の規定により中期計画の認可を受けようとする
ときは、中期計画を記載した申請書を、当該中
期計画の最初の事業年度開始三十日前までに
(センターの最初の事業年度の属する中期計
画について)、文部科学大臣及び内閣総理大臣に提出しなければ
ならない。

第三条 センターは、通則法第三十条第一項後段の規
定により中期計画の変更の認可を受けようとす
る場合において、当該変更しようとする事項が
次の各号に掲げるものであるときは、当該変更
しようとする事項及びその理由を記載した申請
書をそれぞれ当該各号に定める大臣(第四条第
二項において「主務大臣」という。)に提出し
なければならない。

一 次号及び第三号に掲げるものの以外のもの
のとする。

二 文部科学大臣

三 災害共済給付業務に関する事項 内閣総理
大臣

（中期計画記載事項）

第三条 センターに係る通則法第三十条第二項第
八号に規定する主務省令で定める業務運営に関
する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 中期目標の期間を超える債務負担

（中期計画記載事項）

第四条 センターに係る通則法第三十一条第一項
の年度計画には、中期計画に定めた事項に関
する事項は、次のとおりとする。

一 年度計画の作成・変更に係る事項

第二条 センターに係る通則法第三十一条第一項
の年度計画には、中期計画に定めた事項に関
する事項は、次のとおりとする。

し、当該事業年度において実施すべき事項を記
載しなければならない。

2 センターは、通則法第三十二条第二項
に規定により年度計画の変更をしたときは、変更
した事項及びその理由を記載した届出書を主務
大臣に提出しなければならない。

第五条 センターに係る通則法第三十二条第二項
に規定する報告書には、当該報告書が次の表の
上欄に掲げる報告書のいづれに該当するかに応
じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければ
ならない。その際、センターは、当該報告書が
同条第一項の評価の根拠となる情報を提供する
ために作成されることに留意しつつ、センターの事務及び事業の性質、内容等に
応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するも
のとする。

六 法第十五条第一項第八号に規定する調査研
究並びに資料の収集及び提供に関する事項

七 法第十五条第一項第九号に規定する講演会
の開催、出版物の刊行その他普及の事業に関
する事項

八 法第十五条第一項第十号に規定する附帯業
務に関する事項

九 法第十五条第二項に規定する施設の供用に
関する事項

十 業務委託の基準

十一 競争入札その他契約に関する基本的事項

十二 その他センターの業務の執行に関する必
要な事項

（中期計画記載事項）

第三条 センターに係る通則法第三十条第二項第
八号に規定する主務省令で定める業務運営に関
する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 積立金の使途

（中期計画記載事項）

第四条 センターに係る通則法第三十一条第一項
の年度計画には、中期計画に定めた事項に関
する事項は、次のとおりとする。

一 年度計画の作成・変更に係る事項

第二条 センターに係る通則法第三十一条第一項
の年度計画には、中期計画に定めた事項に関
する事項は、次のとおりとする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 積立金の使途

		中期目標の期 間の終了時に見 込まれる中期目標の期間における業務 目標の期間 における業務 実績及び当該課題の実績状況	中期目標の期 間の終了時に見 込まれる中期目標の期間における業務 目標の期間 における業務 実績及び当該課題の実績状況
		報告書	報告書

2	は、その実施状況	旨の記載がある場合に

2	（会計の原則）	（会計の原則）

2	第八条 センターの会計については、この省令の定めところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。	第八条 センターの会計については、この省令の定めところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

それのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一 センターの役員（監事を除く。）及び職員

二 前号に掲げる者（会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者）

会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

3

一 会計監査人の監査の方法及びその内容
二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）がセンターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 無限定期正意見　監査の対象となつた財務諸表が独立行政法人会計基準その他的一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、センターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨
ロ 除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となつた財務諸表が除外事項を除き妥当と認められる会計の慣行に準拠して、センターの財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項
ハ 不適正意見　監査の対象となつた財務諸表が不適正である旨及びその理由

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
四 第二号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と通則法第三十九条第一項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

五 追記情報
六 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に

七 会計監査報告を作成した日

八 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に關して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更
二 重要な偶発事象
三 重要な後発事象

第十二条 センターは、通則法第四十五条第一項

ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣（災害共済給付業務に係る認可にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）に提出しなければならない。

一 借入れ又は借換えを必要とする理由
二 借入れ又は借換えの額
三 借入先又は借換先
四 借入れ又は借換えの利率

第十三条 センターは、法第二十五条の規定により長期借入金の認可の申請

セントラルは、法第二十五条の規定により長期借入金の借入れの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣及び内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 处分等に係る財産の内容及び評価額
二 处分等の条件
三 处分等の方法

（資金の繰入れ等）
第十七条 センターは、次の表の上欄に掲げる勘定から下欄に掲げる勘定へ資金を繰り入れる場合を除き、法第二十三条及び第二十四条第一項に規定するそれぞれの勘定からその他の勘定への資金の繰入れをしてはならない。

法第二十三条に規定する投票法第二十四条第一項に規定する一般勘定（以下「投票勘定」といいう。）	法第二十三条に規定する災害共済給付勘定（以下「災害共済給付勘定」といいう。）
2 特約勘定（以下「免責特約勘定」といいう。）	法第二十三条に規定する災害共済給付勘定（以下「災害共済給付勘定」といいう。）
2 免責特約勘定（以下「免責特約勘定」といいう。）	法第二十三条に規定する災害共済給付勘定（以下「災害共済給付勘定」といいう。）

第十四条 センターは、法第二十六条の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、通則法第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記

載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一 長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二 長期借入金の償還の方法及び期限

三 その他必要な事項

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産）

セントラに係る通則法第四十八条に規定する主務省令で定めた建物並びに文部科学大臣及び内閣総理大臣（災害共済給付業務に係る財産については、文部科学大臣及び内閣総理大臣）が指定するその他の財産として、文部科学大臣（災害共済給付業務に係る財産にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）が定めた建物並びに文部科学大臣（災害共済給付業務に係る財産にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）の承認を受けた建物に係る財産にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣（災害共済給付業務に係る財産にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）に提出しなければならない。

（通則法第四十八条に規定する主務省令で定める重要な財産の認可の申請）

セントラは、法第二十三条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と区分して経理する事が困難なときは、当該事項について、文部科学大臣（災害共済給付業務に係る事項にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）の承認を受けた定める

（第十八条 投票勘定は、その内訳として、センターラの行うスポーツ振興投票の実施等に関する法律第二十一条第一項第二号から第九号までに規定する事業に係る経理とその他の業務に係る経理の各経理単位に区分するものとする。

一般勘定は、その内訳として、法第十五条第一項第二号から第四号までに規定する業務及びこれに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理の各経理単位に区分するものとする。

（経理方法）

第十八条 投票勘定は、その内訳として、センターラの行うスポーツ振興投票の実施等に関する法律第二十一条第一項第二号から第九号までに規定する事業に係る経理とその他の業務に係る経理の各経理単位に区分するものとする。

一般勘定は、その内訳として、法第十五条第一項第二号から第四号までに規定する業務及びこれに附帯する業務に係る経理とその他の業務に係る経理の各経理単位に区分するものとする。

（通則法第五十条の六第一号に規定する主務省令で定める内部組織）

第十八条の二 センターに係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職してい

た当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として文部科学大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

付した学校（法第二条に規定する学校をいう。以下同じ。）の設置者が法第三十一条第一項の規定により損害賠償の責めを免れることとなる場合に限り、当該損害賠償の責めを免れる額について行うものとする。

センターラは、法第二十三条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と区分して経理するため、当該勘定に係る部分を区分して経理する事が困難なときは、当該事項については、文部科学大臣（災害共済給付業務に係る事項にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）の承認を受けた定める

（第十九条 勘定の認可の申請）

センターラは、法第二十三条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と区分して経理するため、当該勘定に係る部分を区分して経理する事が困難なときは、当該事項については、文部科学大臣（災害共済給付業務に係る事項にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）の承認を受けた定める

（第二十条 勘定の認可の申請）

センターラは、法第二十三条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と区分して経理するため、当該勘定に係る部分を区分して経理する事が困難なときは、当該事項については、文部科学大臣（災害共済給付業務に係る事項にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）の承認を受けた定める

（第二十一条 勘定の認可の申請）

センターラは、法第二十三条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と区分して経理するため、当該勘定に係る部分を区分して経理する事が困難なときは、当該事項については、文部科学大臣（災害共済給付業務に係る事項にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）の承認を受けた定める

（第二十二条 勘定の認可の申請）

センターラは、法第二十三条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と区分して経理するため、当該勘定に係る部分を区分して経理する事が困難なときは、当該事項については、文部科学大臣（災害共済給付業務に係る事項にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）の承認を受けた定める

（第二十三条 勘定の認可の申請）

センターラは、法第二十三条の規定により区分して経理する場合において、経理すべき事項が当該経理に係る勘定以外の勘定において経理すべき事項と区分して経理するため、当該勘定に係る部分を区分して経理する事が困難なときは、当該事項については、文部科学大臣（災害共済給付業務に係る事項にあつては、文部科学大臣及び内閣総理大臣）の承認を受けた定める

は、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(通則法第五十条の六第二号に規定する主務省令で定める管理又は監督の地位)

第十八条の三 センターに係る通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として主務省令で定めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして文部科学大臣が定めるものとする。

(令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額)

第十九条 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(以下「令」という。)第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、次項から第十項までに規定する場合を除き、八万円百円と、その単位療養につき健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十二条第一項第一号の厚生労働省令で定めるところにより算定した療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円から二十六万七千円を控除した額に百分の一乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十円以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額とする。

2 児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第二号ただし書、船員保険法施行令第九条第一項第一号ただし書(同令第四十四条において準用する場合を含む。)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第九条第一項第一号ただし書、国民健康保険法施行令(昭和三十一年政令第三百六十二号)第二十九条の三第三项第一号ただし書(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む。)、地方公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一条の三の五第五号の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号の内閣府令で定める額は、四万四千四百円とする。

3 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号ただし書の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号ただし書の規定が適用される場合における令第三条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、四万四千四百円とする。

4 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、二十六万二千円に満たないときは、八十四万二千円から八十四万二千円を控除した額に百分の一乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十円以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額とする。

5 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、九万三千円とする。

6 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

7 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、十四万円とする。

8 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、五万七千六百円とする。

9 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、十六万七千円とする。

10 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、二万四千六百円とする。

11 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、四万五千四百円とする。

12 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、二万五千四百円とする。

13 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

14 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

15 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

16 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

17 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

18 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

19 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

20 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

21 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

22 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

23 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

24 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

25 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

26 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

27 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

28 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

29 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

30 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

31 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

32 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

33 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

34 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

35 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

36 児童生徒等の学校の管理下における負傷又は疾病につき、健康保険法施行令第四十二条第一項第一号イの内閣府令で定める額は、三万五千四百円とする。

用の額」とあるのは「費用の額の合算額」と読み替えて、これらの項の規定に準じて算定した額)を超えるときは、当該順位の単位療養算定期に係る内閣府令で定める額は、単位療養算定期額と当該各項に定める額との差額に相当する額を、当該順位の単位療養算定期額から控除して得た額(その額が零を下回る場合にあっては零)とする。

(令第三条第一項第一号ロ) 内閣府令で定める額)

第二十条 令第三条第一項第一号ロ)の内閣府令で定める額は、同号イに規定する単位療養額を合算した額に十分の一を乗じて得た額とする。

(障害見舞金の額)

第二十一条 令第三条第一項第二号)の内閣府令で定める額は、別表上欄に定める障害の程度に応じた等級に対応する同表上欄に定める額(令第五条第二項第四号に掲げる場合及び第二十六条第二号に掲げる場合に係る障害にあっては、その額に二分の一を乗じて得た額)とする。

2 別表下欄に定める程度の障害が二以上ある場合の障害の等級は、重い障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の障害の等級は、次の各号のうち最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級

二 第八級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三 第五級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

4 第四級以上に該当する障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の四級上位の等級

5 既に障害のある児童生徒等が令第五条第一項第一号の負傷又は同項第二号の疾病によって同一部位についての障害の程度を加重した場合の障害見舞金の額は、加重後の障害の等級に応する障害見舞金の額から加重前の障害の等級に応する障害見舞金の額を差し引いた額とする。

(令第五条第一項第一号の内閣府令で定める疾病) 第二十二条 令第五条第一項第二号の児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下に定める場合は、次に掲げる場合とする。

おいて生じたもののうち内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 家庭科若しくは技術・家庭科の調理実習における試食又は修学旅行若しくは遠足における給食に起因する中毒及び理科等の実験又は実習におけるガス等による中毒

二 熱中症

三 潜水及びこれに起因する嚥下性肺炎

四 异物の嚥下又は迷入及びこれらに起因する疾病

五 漆等による皮膚炎

六 前各号に掲げる疾病に準ずるものと認められる疾病的うち特にセンターが認めたもの

七 外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身に対する負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾患のうち特にセンターが認めたもの

八 令第五条第一項第一号本文に掲げる負傷に起因することが明らかであると認められる疾患のうち特にセンターが認めたもの

(障害の程度)

第二十三条 令第五条第一項第三号の負傷又は疾患が治った場合において存する障害のうち内閣府令で定める程度のものは、別表下欄に定める程度のものとする。

(令第五条第一項第四号)の内閣府令で定める死

亡)

第二十四条 令第五条第一項第四号の児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 学校給食に起因することが明らかであると認められる死亡

二 第二十二条に掲げる疾病に直接起因する

死亡)

三 前二号に掲げるもののほか、学校の管理下において発生した事件に起因する死亡

(令第五条第一項第五号)の内閣府令で定める死

亡)

第二十五条 令第五条第一項第五号の内閣府令で定める死亡は、次に掲げるものとする。

一 突然死であつてその顕著な徵候が学校の管

理下において発生したもの

二 前号に掲げる突然死に準ずるものとして、特にセンターが認めたもの

(令第五条第一項第五号)の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 学校の寄宿舎に居住する児童生徒等が、当該寄宿舎にあるとき。

二 児童生徒等が、学校以外の場所であつて令第五条第二項第一号の授業若しくは同項第二号の課外指導が行われる場所(当該場所以外の場所において集合し、又は解散するときは、その場所を含む)又は前号に規定する寄宿舎と住居との間を、合理的な経路及び方法により往復するとき。

三 令第三条第七項に規定する高等学校の定期制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条(同法第七十条第一項において準用する場合を含む)の規定により技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて当該高等学校における教科の一部の履修とみなされる教育を受けているとき。

四 試験による評定による場合に係る児童生徒等の転学等の場合における特例)

(児童生徒等の転学等の場合における特例)

第二十七条 令第六条第二号)の内閣府令で定める契約締結期限は、各年度について、当該年度の五月三十日とする。

(災害共済給付契約の契約締結期限)

第二十八条 災害共済給付契約に係る児童生徒等の転学、進学、卒業又は退学(以下この条において「転学等」という)の場合における転学等の前に給付事由が発生した災害共済給付に係る令第四条第一項の給付金の支払の請求は、当該児童生徒等の転学等の前の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと灾害共済給付契約を締結しているときは、転学等の後の学校の設置者が行うものとする。ただし、転学等の後の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと灾害共済給付契約を締結しているときは、転学等の後の学校の設置者が行うものとする。ただし、転学等の前の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと災害共済給付に係る令第四条第二項の給付金の支払の請求は、転学等の後の学校の設置者が行うものとする。ただし、転学等の前の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと災害共済給付契約に係る児童生徒等の転学等の前に給付事由が発生した災害共済給付に係る令第四条第一項の給付金の支払の請求は、転学等の後の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと災害共済給付契約を締結しているときは、転学等の後の学校の設置者が行うものとする。ただし、転学等の前の学校の設置者が当該学校の児童生徒等についてセンターと災害共済給付契約を締結しているときは、転学等の後の学校の設置者が行うものとする。

の規定による請求があつた場合にあっては、転学等の後の学校に係る令第四条第五項に定める者を通じて行うものとする。

4 センターに対し既に共済掛金を支払った学校の設置者の設置する学校に児童生徒等が転学した場合における当該児童生徒等に係る当該年度の共済掛金の支払は、翌年度において行うものとする。ただし、当該児童生徒等について既に当該年度の共済掛金の支払が行われているときは、これを行わないものとする。

(スポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限)

第二十九条 法第十九条の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額は、毎事業年度の発売金額の総額(以下「発売総額」という。)をそれぞれ次の表の上欄に掲げたる金額に区分して、それぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(第四項において「通常限度額」という。)とする。

3 令第四条第五項の規定による給付金の支払は、第一項本文又は第二項本文の規定による請求があつた場合にあっては、転学等の前の学校に係る令第四条第五項に定める者を通じて行うものとする。

4 ポーツ振興投票の実施等に関する法律第十一条第一項の規定に基づき券面金額が払戻金として交付されることにより、同条の払戻金の総額がスポーツ振興投票の実施等に関する法律第十六条各号に掲げるスポーツ振興投票の区分に応じて、当該各号に定める金額の総額を超えるスポーツ振興投票があるときは、その超える金額の当該事業年度の総額は、法第十九条の運営費として、その総額に達するまで、当該事業年度以降のできるだけ早い事業年度の通常限度額又は特

3 令第四条第五項の規定による給付金の支払	2 千億円以下の金額	百分の十五
2 法第十九条の別に文部科学省令で定める金額	二千億円を超える金額	百分の十
3 前項の規定にかかる事業年度において、発売総額が一千億円に達しない事業年度にあつては、発売総額に一からスポーツ振興投票の実施等に関する法律第十三条に規定する政令で定める率を控除して得た率を乗じて得た金額と発売総額の百分の十一に相当する金額に百五十億円を加えた金額のいずれか少ない金額(以下「特例限度額」という。)とする。	二千億円以下	二千億円以上
4 ポーツ振興投票券の発売等の運営費の制限	二千億円を超える金額	百分の十
第二十九条 法第十九条の百分の十五を超えない範囲内において文部科学省令で定める金額は、毎事業年度の発売金額の総額(以下「発売総額」という。)をそれぞれ次の表の上欄に掲げたる金額に区分して、それぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た金額を合計した金額(第四項において「通常限度額」という。)とする。	二千億円以下	二千億円以上

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十二年一月二六日文部科 学省令第二二号)

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年十一月二十七日）から施行する。

附 則 (平成二三年二月一五日文部科学 省令第四号) 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（独立行政法人日本スポーツ振興センターに
する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 学校の管理下において独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六百六十二号）第三条に規定する児童生徒等（以下単に「児童生徒等」という。）が負傷し、又は疾病にかかり、施行日前に治ったときに存した障害に係るセンター省令別表の規定の適用については、なお従前の例による。

2 学校の管理下において児童生徒等が負傷し、又は疾病にかかり、施行日前に治ったときに存した障害に係るセンター省令別表第十二級の項第十四号又は同表第十四級の項第十号に該当するものに限る。）については、前項の規定にかかわらず、当該負傷又は疾病が治った日から改正後のセンター省令別表の規定を適用する。

附 則 (平成二三年五月二七日文部科学 省令第二〇号) 抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一〇月一七日文部科 学省令第二八号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月一七日文部科 学省令第二八号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三〇日文部科学 省令第三七号) 抄

（施行期日）

この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「通則法改正法」という。）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（業務実績等報告書の作成に係る経過措置）

第二条

旧通則法第二十九条第一項の中期目標により指示した同項目の規定により改定された政令（平成二十七年政令第六百六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二十七年度の災害共済給付契約の契約締結期限の特例)

平成二十七年度の災害共済給付契約（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成二十四年法律第六百六十二号）附則第八条第一項に規定する特定保育事業の災害共済給付に係るものに限る。）の契約締結期限については、この省令による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センターに係る災見舞金について適用し、同日前に生じた障害に係る災見舞金については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月一三日文部科学 省令第二〇号)

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日文部科学 省令第二三号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成二十八年五月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二日文部科学 省令第二五号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二日文部科学 省令第二六号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成二八年五月二日から施行する。

附 則 (平成二八年七月一日文部科学 省令第二八号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成二八年七月一日から施行する。

附 則 (平成二八年七月一日文部科学 省令第二六号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学 省令第二九号) 抄

（施行期日）

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日文部科学 省令第二九号) 抄

（施行期日）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年一月九日文部科学 省令第一九号) 抄

（施行期日）

この省令は、令和四年一月九日から施行する。

附 則 (令和四年一月九日文部科学 省令第一九号) 抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

1 （施行期日）

この省令は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の改正する政令（平成二十七年政令第六百六十七号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日文部科学 省令第二〇号)

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一三日文部科学 省令第二三号) 抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二日文部科学 省令第二五号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成三一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年五月一三日文部科学 省令第二九号) 抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年五月一三日文部科学 省令第二九号) 抄

（施行期日）

この省令は、平成三一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び業務報告書又は事業報告書については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年五月一三日文部科学 省令第二九号) 抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年五月一三日文部科学 省令第二九号) 抄

（施行期日）

この省令は、令和二年五月一日から施行する。

いう。）第二十七条（新令附則第七条において準用する場合を含む。）中「五月三十一日」とあるのは、「七月三十一日」とする。

附 則 (平成三一年四月二六日文部科学 省令第二〇号)

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月一三日文部科学 省令第二三号) 抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年五月一三日文部科学 省令第二九号) 抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年五月一三日文部科学 省令第二九号) 抄

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。

級四 第	級三 第	級二 第	級一 第	級等
金額	障害			
円 ○、○、二 ○ ○ ○ 八	円 ○、○、三 ○ ○ ○ 四	円 ○、○、四 ○ ○ ○ 二	円 ○、○、四 ○ ○ ○ 一	一 両眼が失明したもの
四	四	三六	三三	二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
四	四	二	二	三 神経系の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
一上肢をひじ関節以上で失つたもの	両眼の視力が○・○六以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
一上肢をひじ関節以上で失つたもの	両手の手指の全部を失つたもの	両手の手指の全部を失つたもの	両手の手指の全部を失つたもの	五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができるもの
一上肢をひじ関節以上で失つたもの	両眼の視力が○・○六以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	六 両手の手指の全部の用を廃したものの
一上肢をひじ関節以上で失つたもの	両眼の視力が○・○六以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	七 両足をリストラン関節以上で失つたもの
一上肢をひじ関節以上で失つたもの	両眼の視力が○・○六以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	八 一足の母指を含み三の手指又は母指を失つたもの
一上肢をひじ関節以上で失つたもの	両眼の視力が○・○六以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	両眼の視力が○・○二以下になつたもの	九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの

級七 第	級六 第	級五 第	級四 第	
金額	障害	金額	障害	
円 ○、○、一 ○ ○ ○ 七	円 ○、○、一 ○ ○ ○ 五	円 ○、○、一 ○ ○ ○ 四	一 両眼が失明し、他眼の視力が○・一	
二	二	二	二	二 両眼が失明したもの
も	も	も	も	三 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
の	の	の	の	四 神経系の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができるもの
も	も	も	も	五 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができるもの
の	の	の	の	六 両手の手指の全部の用を廃したものの
も	も	も	も	七 両足をリストラン関節以上で失つたもの
の	の	の	の	八 一足の母指を含み三の手指又は母指を失つたもの
も	も	も	も	九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの

級九 第	級八 第	級七 第	級六 第	級五 第
金額	障害	金額	障害	金額
円 ○、○、九 ○ ○ ○ 九	円 ○、○、四 ○ ○ ○ 四	円 ○、○、七 ○ ○ ○ 七	一 両眼が失明し、他眼の視力が○・一	一 両耳の聴力を全く失つたもの
一	一	一	一	二 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
も	も	も	も	三 神経系の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
の	の	の	の	四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
も	も	も	も	五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
の	の	の	の	六 上肢をひじ関節以上で失つたもの
も	も	も	も	七 下肢をひざ関節以上で失つたもの
の	の	の	の	八 両手の手指の全部を失つたもの
も	も	も	も	九 両足をリストラン関節以上で失つたもの

級十 第	級九 第	級八 第	級七 第	級六 第
金額	障害	金額	金額	障害
○ ○ ○、三 ○ ○ ○ 三	○ ○ ○、二 ○ ○ ○ 二	一 両眼の視力が○・○六以下になつたもの	一 両眼の視力が○・○六以下になつたもの	一 両耳の聴力を全く失つたもの
四	二	二	一	二
四	二	二	一	三 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
三	一	一	一	四 神経系の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
二	一	一	一	五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができるもの
一	一	一	一	六 両手の手指の全部の用を廃したものの
も	も	も	も	七 両足をリストラン関節以上で失つたものの
の	の	の	の	八 一足の母指を含み三の手指又は母指を失つたものの
も	も	も	も	九 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの

級二十第一	級一第十
○○○二、五円○	○○一、〇
三もの	一両眼の眼球に著しい障害を残すもの
二運動障害を残すもの	二両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
三、の	三両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
四もの	四十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの
五兩耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	五両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
六一眼の聴力が四十分の三メートル以上での距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	六一眼の聴力が四十分の三メートル以上での距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
七脊柱に変形を残すもの	七脊柱に変形を残すもの
八一手の示指、中指又は環指を失つたもの	八一手の示指、中指又は環指を失つたもの
九一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの	九一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
十胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	十胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
一一一眼の眼球に著しい変形を残すものは運動障害を残すもの	一一一眼の眼球に著しい変形を残すものは運動障害を残すもの
一二二つの歯科補綴を加えたもの	一二二つの歯科補綴を加えたもの
一三鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの	一三鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
一四上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの	一四上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの
一五下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの	一五下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの
一六長管骨に変形を残すもの	一六長管骨に変形を残すもの
一七一手の小指を失つたもの	一七一手の小指を失つたもの
一八一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	一八一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
一九一一足の第二の足指を失つたものの	一九一一足の第二の足指を失つたものの
二〇第二の足指を含み二の足指を失つたもの	二〇第二の足指を含み二の足指を失つたもの
二一第三の足指以下の三の足指を失つたもの	二一第三の足指以下の三の足指を失つたもの
二二一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの	二二一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの

備考	級三十第一		
	○○○○○	五、	一、
一　視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。	二　一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	十三　局部に頑固な神経症状を残すもの	十四　外貌に醜状を残すもの
九　局部に神経症状を残すもの	三　正面視以外で複視を残すもの	四　両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまづげを残すもの	五　五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
八　足の用を失したるもの	六　胸部臓器の機能に障害を残すものの一手の小指の用を失したもの	七　一手の母指の指骨の一部を失つたもの	八　一下肢を一センチメートル以上短縮したもの
七　一手の第三の足指以下の二又は二の足指を失つたもの	九　一眼のまぶたの一部に欠損を残したもの	十　一眼のまづげを残すもの	十一　足の第二の足指の用を失したもの
六　上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	一二　三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	一三　耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの	一四　下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
五　一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの	一五　一手の母指以外の手指の遠位指節関節を屈伸することができなくなつたもの	一六　足の第三の足指以下の二又は二の足指の用を失したもの	一七　局部に神経症状を残すもの

一 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。

二 手指を失つたものとは、母指は指節間関節、他の他の手指は近位指節間関節以上を失つたもののをいう。

三 手指の用を廃したものは、手指の末関節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

四 足指を失つたものとは、その全部を失つたもののをいう。

五 足指の用を廃したものは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失つたもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各等級の障害に該当しない障害であつて、各等級の障害に相当するものは、当該等級の障害とする。